

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フイジー	フイジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフイジー共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	2022.2.8 スバで (同日)	日本側 川上文博在フイジー大使 フイジー側 ヨグジュ・カラソ首相府次官	2022.3.8 97号
フイジー	フイジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフイジー共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2022.2.8 スバで (同日)	日本側 川上文博在フイジー大使 フイジー側 ヨグジュ・カラソ首相府次官	2022.3.8 98号
フイジー	タマラプア・イ・ライ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とフイジー共和国政府との間の交換公文	タマラプア・イ・ライ橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,931,000千円 2028.12.31 まで	2022.3.29 スバで (同日)	日本側 川上文博在フイジー大使 フイジー側 チヨネ・ウサマラ イソフラ土地・鉱物資源大臣	2022.4.28 178号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。